

介護福祉士・社会福祉士
を目指す皆さんを

応援します！

大分県介護福祉士修学資金等 貸付制度のご案内

対象

介護福祉士養成施設・実務者研修施設・社会福祉士養成施設
に在学する学生へ修学資金等の貸付を行う制度です。
一定の要件を満たした場合には



全額返還免除



貸付額は？

介護福祉士・社会福祉士養成施設

修学資金 **5** 月額
万円以内

入学準備金 **20** 万円以内
(入学時のみ)

国家試験
受験対策費用 **4** 一年度当たり
万円以内

就職準備金 **20** 万円以内
(最終回のみ)

実務者研修施設

貸付額 **20** 万円以内

返還免除
とは？

介護福祉士または社会福祉士として登録後、大分県内の社会福祉施設等で介護業務に
継続して5年間（実務者研修受講資金については2年間）従事することで、返還が
免除されます。※詳細はお問い合わせください。

申込先は？

介護福祉士養成施設、実務者研修施設を通してお申込みください。



～裏面もあわせてご覧ください～

社会福祉法人大分県社会福祉協議会



貸付対象者

介護福祉士・社会福祉士養成施設、または介護福祉士実務者研修施設に在学し、介護福祉士等の資格を取得後、大分県内において介護等の業務に従事する意思のある方。

※実務者研修受講資金を申込みの方は、貸付申請年度の介護福祉士国家試験を受験する方に限ります。



貸付利子

無 利 子

貸付決定方法

貸付申請の受付は、養成施設等からの推薦を経て、大分県社会福祉協議会において行います。申込後、貸付の可否を決定・連絡します。

返還免除（以下のすべての条件に該当する方が対象となります）

- 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士または社会福祉士として登録すること。
- 介護福祉士または社会福祉士として登録後、大分県内に所在する厚生労働省が定める社会福祉施設等で介護業務に従事し、かつ、継続して5年間（実務者研修受講資金については2年間）従事すること。

注意！ 上記以外に就職、または転職された場合は返還免除になりません。



返還

返還の免除要件を満たさなくなった場合は、返還となります。また、返還期間内に返還されない場合には、延滞利子を徴収します。

その他の留意事項

- 貸付を受けるためには、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。また、申請者が未成年である場合には、あわせて法定代理人の同意が必要です。
- 貸付申請に必要な書類、要件などについては、大分県社会福祉協議会に確認してください。



お問い合わせ先

大分県社会福祉協議会 福祉資金課

介護福祉士等修学資金・実務者研修受講資金貸付担当係

〒870-0907 大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館内

◆電話 097-515-7771 ◆FAX 097-515-7772

<http://www.oitakensyakyo.jp/>

